

# 津市高齢者食生活改善事業実施要綱

平成18年1月1日訓第108号

改正 平成26年10月31日訓第107号

平成29年6月29日訓第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に係る食生活の改善を支援することにより、高齢者が要介護状態となることを予防し、又はその進行を防止することで、高齢者等の福祉の向上を図るため、食生活改善に係る事業を行うこと（以下「高齢者食生活改善事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(実施主体)

第3条 高齢者食生活改善事業は、本市が実施し、事業の一部を津市食生活改善推進連絡協議会等に委託するものとする。

(対象者)

第4条 高齢者食生活改善事業の対象者は、高齢者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業の内容)

第5条 高齢者食生活改善事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する対象者に対し、高齢者の食生活改善において必要な知識や方法に関する教室、研修等を開催すること。
- (2) 高齢者宅を訪問し、食生活改善の支援を行うこと。
- (3) 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及及び啓発を行うこと。

(事業実施に当たっての留意点)

第6条 本市は、高齢者食生活改善事業の円滑な実施のため、保健、福祉、医療関係その他の関係機関との連携を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の芸濃町高齢者食生活改善事業実施要綱（平成12年4月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第107号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日訓第67号）

この訓は、平成29年7月3日から施行する。